

# 記載例

## 相続人代表者指定(変更)届 兼固定資産現所有者申告書

- 固定資産税・都市計画税
- 市民税・県民税
- 軽自動車税

多賀城市長 殿

令和 年 月 日

相 現 所 有 者 代 表 者 兼 者  (届 出 人)	住 所	〒 985-8531 多賀城市中央〇丁目〇〇番〇〇号
	フリガナ	タジヨウ タロウ
	氏 名	多賀城 太郎
	生年月日	大正・昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	法人番号 (法人の場合のみ)	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	被相続人との続柄	配偶者・子・その他 ( )

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分費を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、多賀城市税条例第59条の4に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を申告します。

被 相 続 人  (亡 く な っ た 方)	フリガナ	タジヨウ ハナコ		死亡年月日	令和〇年〇月〇日
	氏 名	多賀城 花子			
	生年月日	大正・昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
	住 所 (住民登録地)	多賀城市中央〇丁目〇〇番〇〇号			
納 付 方 法	現在	<input type="checkbox"/> 納付書	今後希望する納付方法	<input type="checkbox"/> 納付書で納める	→口座振替を希望する場合は、口座振替依頼書の提出が必要となります。
		<input type="checkbox"/> 口座振替 (名義: )		<input type="checkbox"/> 口座振替する (名義: )	
相 続 人 代 表 者 以 外 の 現 所 有 者	氏 名	被相続人との続柄	生年月日	住 所	
	多賀城 あやめ	長女	昭和〇年〇月〇日	多賀城市高崎〇丁目〇〇番〇〇号	
	多賀城 市夫	長男	昭和〇年〇月〇日	仙台市青葉区本町〇丁目〇〇番〇〇号	
※固定資産税・都市計画税の対象となる資産をお持ちの場合 相続登記はお済みですか? (はい・いいえ) 「いいえ」の場合 → 令和〇年〇月頃までに完了予定・未定					

### ○届出に当たっての留意点

※届出人及び代表者の本人確認ができる書類の提示又は写しを添付してください。

【運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等】

※表題に提示している税目全てを対象に該当するものに適用します。

税目により、別の相続人を代表として指定したい場合には、各担当課にお問合せください。

※被相続人に固定資産の所有がある場合に「固定資産現所有者申告書」を兼ねたものとして取扱います。

※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了承を得ていただければ代筆でも構いません。

※相続放棄をした場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知書」の写しを必ずご提出ください。

※遺言により法定相続人以外の方が相続される場合には、遺言書の写しをご提出ください。

※相続人が法人である場合は、氏名欄に併せて法人番号をご記入ください。

**市税の納税義務者がお亡くなりになった場合の手続き**  
(相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書について)

納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、その納税義務は相続人に承継され、お亡くなりになった後に納めていただく市税がある場合には相続人に納めていただくこととなります(地方税法第9条)。

お亡くなりになった方の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を定めた場合は、「相続人代表者指定届」に必要事項を記入の上、税務課に提出してください(地方税法第9条の2第1項)。

また、固定資産(土地・家屋)の所有者がお亡くなりになった場合、所有者の名義が変更されるまでの間は、当該固定資産の現所有者(相続人等)が納税義務者となりますので、該当する方は、現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日までに、その氏名、住所等を「**固定資産現所有者申告書**」により申告していただく必要があります(多賀城市税条例第59条の4)。

なお、これらの届出(申告書)により不動産登記簿の所有者が変更されることはありません。相続登記の手続きについては仙台法務局塩竈支局に、相続税の申告については被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署にそれぞれお問合せください。

市民税・県民税について	税務課市民税係
<p>市民税・県民税はその年の1月1日現在の状況に応じて課税しますので、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、納税義務が生じます。その納税義務は相続人に継承され、その年度分の市民税・県民税は相続人に納付していただくこととなります。</p> <p>なお、相続人となる方は(相続人が複数いる場合は代表者を決めて)「相続人代表者指定届」を税務課市民税係に提出してください。</p>	

軽自動車税(種別割)について	税務課固定資産税係
<p>亡くなられた方に課税されていた原動機付自転車・軽自動車等は、相続人の方に廃車や名義変更等をしていただく必要があります。相続人の方は、必要となる手続きについて税務課固定資産税係にご確認ください。</p>	

固定資産税・都市計画税について	税務課固定資産税係
<p>固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に固定資産(土地・家屋)を所有している人に納めていただくものです。</p> <p>納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、次の手続きをお願いいたします。</p> <p>◆土地・登記されている建物の場合</p> <p>法務局(登記所)で相続登記をしていただきます。相続登記が完了すると、その内容が市役所に通知され、手続きが完了した翌年度から課税台帳上の所有者が変更されます。</p> <p>【多賀城市内を管轄する登記所】 仙台法務局塩竈支局 塩釜市袖野田町3-20 電話022-363-0065</p> <p>◆登記されていない建物がある場合</p> <p>「未登記家屋の所有者変更届出書」(未登記家屋の名義人変更届)を遺産分割協議書及び印鑑証明書の添付の上、税務課固定資産税係にご提出ください。名義変更完了の翌年度から、課税台帳上の所有者が変更されます。</p>	

※「相続人代表者指定届」と「固定資産現所有者申告書」につきましては、どちらも相続人に提出(申告)していただくものであることから、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式となっております。

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市市民経済部税務課 電話022-368-1141 市民税係 内線151~153 固定資産税係 内線154~156
---